

「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」の
開催について

平成 25 年 9 月 13 日

総合科学技術会議議長決定

一部改正 平成 26 年 5 月 23 日

総合科学技術・イノベーション会議議長決定

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令（平成 12 年政令第 258 号）第 4 条の規定に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う各課題の研究開発計画及びその実用化・事業化に向けた戦略、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」（以下「ガバニングボード」という。）を開催する。
- 2 ガバニングボードの構成員は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者をいう。）とする。
- 3 ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 ガバニングボードの庶務は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。